

Q2 普天間飛行場の移設問題は、日本の国内問題なのではないですか。

沖縄の米軍基地は、住民の土地の強制接收などにより形成され、長年にわたり事件・事故や騒音問題・環境問題が発生しています。

普天間飛行場の返還合意に基づき、日本政府が建設した代替施設を使用するのは米軍であり、さらに、アメリカ政府は日本政府と一緒に、辺野古移設を唯一の解決策だと確認しています。その意味でも、アメリカ政府もこの問題の当事者であります。

中国の軍事的台頭や北朝鮮のミサイル開発など東アジアの安全保障環境が大きく変化している今、計画は戦略的な観点からも見直すべきだという主張が、日本国内のみならず、アメリカ国内からも出されています。

Q3 裁判の結果、辺野古移設問題は解決したのではないですか。

辺野古新基地建設について、前沖縄県知事が2013年12月公有水面埋立申請を承認しました。その後、辺野古に新基地は造らせないことを公約に掲げた翁長知事が当選した後、第三者委員会で慎重に審査し、承認に瑕疵があったと判断し、公有水面埋立の承認を取り消しました。

この取り消しをめぐり国と、合わせて4件の訴訟となり、2016年12月に国の勝訴が確定し、沖縄県は最高裁判決に従い、埋立承認取消しを取り消しましたが、これは、埋立承認という、辺野古新基地建設に係る手続の一つについて、判断が示されたものにすぎません。

当然のことながら、国において工事を進めるには、それぞれの法令に基づく沖縄県知事の許可を受ける必要があります。

また、判決が出たからといって、県民が辺野古移設に同意したわけではなく、先の裁判が終わったからといって辺野古移設問題が解決したわけではありません。

【和解条項について】

日本政府は、一連の裁判の過程で合意した和解条項で、知事は判決の趣旨に従うと明言したのだから埋立工事に協力すべきだと批判していますが、沖縄県は、この最高裁判決に従って、埋立承認取消しを取り消しています。

しかし、日本政府が今後どういう工事のやり方を行っても、もう何も県の了解などいらないということではありません。1つの手続きについて最高裁で判決を下されたからといって、その手続きを無視して自由にやってよいということにはなりません。

辺野古新基地建設における沖縄県知事の権限

埋立承認の取消処分(公有水面埋立法)

○○許可(○○法)

□□許可(□□法)

△△知事権限(△△法)

最高裁判決の効力

その他の
知事権限

判決の効力は
その他の知事権限には及ばない

辺野古新基地建設問題に「決着」がついたわけではない